

# 【新設】四万十町老朽建築物除却事業費補助金

地震等の自然災害による被害や管理不全な状態による事故等を未然に防ぐために老朽建築物の除却を行う者に対し、除却工事等に要する経費の一部を助成します。

## 【補助金額】

◆ **建築物の所有者**が町内建設業者若しくは町内解体工事業者に依頼して行う老朽建築物の除去に要する経費の「50%」を補助。

(補助上限額 住宅:500,000円・その他:200,000円)

## 【対象】

- (1) 現在、**老朽している個人所有の建築物**であること。
- (2) **昭和56年5月31日以前に建築された「建築物」**であること。
- (3) 四万十町税などを滞納していない者であること。
- (4) 別に定める「老朽度の測定基準」により判定して、老朽建築物と認定されたもの。

※事前相談されました住宅を職員が**立地状況を含めた外観調査**を行います。  
その調査で老朽度評点の点数が**45点**を超えることが条件となります。

## 【注意事項】

- ◆ この補助金は、四万十町老朽住宅除却事業で対象外となる老朽建築物の「**解体**」に係る経費が対象です。内部の備品や家庭用ゴミなどの処分費については対象外となります。
- ◆ 補助金は老朽状態の「**建築物**」を対象としておりますので、20㎡以上の**店舗や事務所、倉庫等も対象**となります。
- ◆ 建物的一部分のみの解体(例えば、2階部分のみを壊すなど)の場合は適用が出来ません。



先着順のためお申込み状況等により、順番待ちになることもございます。

## 【お問合せ先】

四万十町役場建設課

建築住宅係

(TEL:22-3120)